

鈴 開 第 234 号  
令和 5 年 1 月 17 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

### 鈴鹿市クリーンセンター整備事業 実施方針

鈴鹿市（以下、「本市」という。）は、民間事業者の有する経営能力、技術力及び運営能力等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、鈴鹿市クリーンセンター整備事業（以下、「本件事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下、「PFI 法」という。）に準じて、実施します。

ここに、PFI 法に準じ、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本件事業の実施に関する本市の方針（以下、「実施方針」という。）を定め、公表するものとします。



---

鈴 鹿 市  
ク リ ー ン セ ン タ ー  
整 備 事 業  
実 施 方 針

---

令和5年1月17日  
鈴鹿市

鈴鹿市クリーンセンター整備事業 実施方針  
目 次

---

第 1	用語の定義	1
第 2	事業内容に関する事項	4
第 3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
第 4	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
第 5	公共施設等の立地並びに規模に関する事項	17
第 6	事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	17
第 7	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
第 8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
第 9	その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
別紙 1	本件事業の事業スキーム（例）	22
別紙 2	リスク分担表（案）	23
別紙 3	施設位置図	26

---

## 第1 用語の定義

No	用語	定義
1	受入対象物	本市内から排出され、本市の許可業者が本件施設に直接搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
2	運営・維持管理期間	令和9年4月1日から令和24年3月31日までの15年間をいう。
3	運営・維持管理業務	本件事業のうち、本件施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
4	運営・維持管理業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本市と運営事業者との間で締結される鈴鹿市クリーンセンター運営・維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
5	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
6	運営事業者	本件事業において、運営・維持管理業務を担当する者をいう。
7	汚泥再生処理センター	し尿、浄化槽汚泥等を処理対象物とする処理施設の総称とし、処理棟、洗車場及び外構等のすべての施設、設備を含めていう。
8	解体業務	本件事業のうち、既存施設の解体に係る業務をいう。
9	解体工事請負契約	既存施設の解体業務に係る本市と解体事業者との間で締結される鈴鹿市クリーンセンター解体工事請負契約書に基づく契約をいう。
10	解体工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター解体工事請負契約書（案）」をいう。
11	解体事業者	本件事業において、既存施設の解体業務を担当する者をいう。
12	管内企業	本市管内に本店等を有する企業をいう。
13	基本協定	本件事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される鈴鹿市クリーンセンター整備事業基本協定書に基づく協定をいう。
14	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業基本協定書（案）」をいう。
15	基本契約	本件事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める鈴鹿市クリーンセンター整備事業基本契約書に基づく契約をいう。
16	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業基本契約書（案）」をいう。
17	既存施設	稼働中（令和5年1月現在）の鈴鹿市クリーンセンターをいう。
18	既存施設解体期間	令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間をいう。
19	協力企業	構成企業のうち、本件事業の実施に際して、設計・建設業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。

No	用語	定義
20	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者との間で締結される鈴鹿市クリーンセンター建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
21	建設工事請負契約書(案)	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター建設工事請負契約書(案)」をいう。
22	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する者をいう。
23	構成員	構成企業のうち、建設事業者、解体事業者、運営事業者をいう。
24	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
25	事業期間	設計・建設期間及び運営・維持管理期間から構成される約18年間をいう。
26	し渣	処理対象物に含まれ、きょう雑物除去設備で除去される紙類、プラスチック類、繊維類等をいう。
27	処理対象物	し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥を総称していう。
28	設計・建設期間	特定事業契約締結から令和9年3月31日までの期間をいう。
29	設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
30	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
31	沈砂	処理対象物に含まれ、沈砂槽に堆積する土砂、石、金属片等をいう。
32	特定事業契約	本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約、解体工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
33	入札参加希望者	本件事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
34	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
35	入札説明書	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 入札説明書」をいう。
36	入札説明書等	本市が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営・維持管理業務委託契約書(案)、解体工事請負契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
37	本件施設	本件事業において設計・建設され、運営・維持管理される汚泥再生処理センターを総称して又は個別にいう。
38	本件事業	本市が実施する鈴鹿市クリーンセンター整備事業をいう。
39	本市	鈴鹿市をいう。
40	本市管内	鈴鹿市の管内をいう。
41	本実施方針	「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 実施方針」をいう。
42	様式集	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 様式集」をいう。
43	要求水準書	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 要求水準書」をいう。
44	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
45	落札者選定基準	入札公告時に公表する「鈴鹿市クリーンセンター整備事業 落札者選定基準」をいう。

No	用語	定義
46	DBO 方式	民間事業者に、設計 (Design) , 建設 (Build) , 運営 (Operate) を一括して発注し、資金調達、所有を公共が行う方式をいう。
47	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
48	SPC	落札者の全ての構成員が株主として出資設立する株式会社で、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とする特別目的会社 (Special Purpose Company) をいう。

(50 音順, アルファベット順)

## 第2 事業内容に関する事項

### 1 事業内容

#### (1) 事業名称

鈴鹿市クリーンセンター整備事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 公共施設等の管理者等の名称

鈴鹿市長 末松 則子

#### (4) 事業予定地

建設地所在地 三重県鈴鹿市上野町 630 番地  
敷地面積 32,341.65m<sup>2</sup>

#### (5) 事業の目的

鈴鹿市クリーンセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、汚泥再生処理センター（以下「本件施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質の更なる削減を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を進めるため安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

#### (6) 事業の内容

##### ア 事業方式

本件事業はDBO方式により実施する。

本市は本件施設の設計・建設、運営・維持管理に係る資金及び既存施設の解体に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（以下、「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本市の所有となる本件施設の設計・建設業務及び運営・維持管理業務と既存施設の解体業務に係る本件事業を一括して行うものとする。

本市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

##### イ 契約の形態

本市は、本件事業について事業者に対して設計・建設業務、運営・維持管理業務及び解体業務を一括で委託するために、本件事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）と、本件事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、本市は、基本契約に基づき、運営・維持管理に関して運営事業者と運営・維持管理業務委託契約を、解体業務に関して解体業務を担当する者（以下「解体事業者」という。）と解体工事請負契約を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負



契約，運営・維持管理業務委託契約，解体工事請負契約の4つの契約をまとめて「特定事業契約」（本件事業の事業スキームは，別紙1を参照のこと。）という。）

#### ウ 事業期間

事業期間等は，以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から約18年間とする。

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和9年3月31日とする。（本件施設の竣工：令和9年3月31日とする。）

運営・維持管理期間：令和9年4月1日から令和24年3月31日とする。

既存施設解体期間：令和9年4月1日から令和11年3月31日とする。

#### エ 事業スケジュール（予定）

(ア) 実施方針の公表	令和 5年 1月
(イ) 特定事業の選定の公表	令和 5年 3月
(ウ) 入札公告	令和 5年 5月
(エ) 提案書提出	令和 5年 8月
(オ) 落札者の決定	令和 5年11月
(カ) 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
(キ) 仮契約の締結	令和 6年 2月
(ク) 特定事業契約の締結	令和 6年 3月
(ケ) 設計・建設着手	令和 6年 4月
(コ) 本件施設の竣工及び引渡し	令和 9年 3月末
(サ) 本件施設の供用開始	令和 9年 4月
(シ) 既存施設の解体工事着工	令和 9年 4月
(ス) 既存施設の解体工事完了	令和11年 3月末
(セ) 契約終了	令和24年 3月末

#### オ 本件事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお，事業者は，事業期間を通じて，循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して必要な資料の作成等支援をするものとする。

##### (ア) 設計・建設業務

- 建設事業者は，本市と締結する建設工事請負契約に基づき，本件施設の設計・建設業務を行う。また，本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- 建設については，土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行う。
- 工事範囲の詳細は，今後公表する入札説明書等に示すこととする。
- 建設事業者は，本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，計画通知等の手続関連業務，本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

##### (イ) 運営・維持管理業務

- 運営事業者は，本市と締結する運営・維持管理業務委託契約に基づき，処理対象物（し尿，浄化槽汚泥等）を受け入れ，要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお，その際に，本件施設の運営・維持管理業務

として受付・受入管理業務，運転管理業務，用役管理業務，維持管理業務，環境管理業務，情報管理業務，資源物・残渣物管理業務，その他関連業務等を行う。

b 運営事業者は，本件施設を運転することにより発生したし渣及び沈砂等を施設内で適正に処理するものとする。また，沈砂等は本市が指示する施設まで運搬を行うものとする。

c 運営事業者は，本件施設の見学希望者等については適切な対応を行う。

(ウ) 既存施設の解体業務

a 解体事業者は，本市と締結する解体工事請負契約に基づき，既存施設の解体業務を行う。また，本件事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

b 解体工事については，主要プラント設備・建築設備・建築電気設備，建築物撤去工事，整地工事，汚染物の除去等を含むその他の関連工事を行う。

c 工事範囲の詳細は，今後公表する入札説明書等に示すこととする。

d 解体事業者は，本件事業における既存施設の解体等に伴って発生する廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，計画通知等の手続関連業務を行う。

カ 本市が実施する業務範囲

本市が実施する主な業務は，次のとおりとする。

(ア) 用地の準備

本市は，本件事業を実施するための用地を確保する。

(イ) 生活環境影響調査の実施

本市は，生活環境影響調査を実施している。

なお，事業者は，「鈴鹿市クリーンセンター生活環境影響調査書（調査中）」の内容を遵守すること。

(ウ) 処理対象物の搬入

本市は，し尿，浄化槽汚泥等の処理対象物を搬入する。

(エ) 本件事業のモニタリング

本市は，設計・建設業務，運営・維持管理業務及び解体業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(オ) 住民への対応

本市は，周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(カ) 施設見学者への対応

本市は，本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。  
なお，見学者の受付は，運営事業者にて行う。

(キ) 設計・建設費，業務委託料及び解体業務費の支払い

本市は，設計・建設費を建設事業者へ，解体業務費を解体事業者へ，業務委託料を運営・維持管理期間にわたって運営事業者を支払う。

(ク) 残渣物の管理業務

本市は，本件施設を運転することにより発生したし渣の搬出及び，場外搬出後のし渣・沈砂等の処理を行う。

(ケ) 資源物の管理業務

本市は，本件施設を運転することにより発生した助燃剤の搬出・有効利用を行う。

(コ) 既存施設の廃棄物処分業務等の実施

本市は，既存施設の解体工事着手前に既存施設の水槽清掃（汚泥引抜のみ），

残渣物の処分，電気の停止，一般廃棄物（備品等を含む）の処分を行う。一般廃棄物の処分は可能な範囲で行う。

（サ） その他

本市は，本件事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

キ 事業者の収入（本市からの支払分）

（ア） 設計・建設業務に係る対価

本市は，本件事業の設計・建設業務に係る対価について，建設業者に支払う。

（イ） 運営・維持管理業務に係る対価

本市は，本件施設の運営・維持管理業務に係る対価について，固定料金，変動料金（処理対象物の搬入量に応じて変動）の構成で，運営業者に支払う。なお，物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い，必要に応じて改定を行う。

（ウ） 既存施設の解体業務に係る対価

本市は，本件事業における既存施設の解体業務に係る対価について，解体業者に支払う。

ク 法令等の遵守

本市及び事業者は，本件事業を実施するにあたり，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下，「廃棄物処理法」という。）等，必要な関係法令，条例，規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

本市は，次の考え方・手順に従い，PFI法に定められる手続に準じ，本件事業を特定事業として選定することとする。

（1） 選定基準

本件事業をPFI法に準じて実施することにより，事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合に，本件事業を特定事業として選定する。

（2） 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては，事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い，将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ，これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については，できる限り定量的な評価を行うこととするが，定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

（3） 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは，その判断の結果を評価の内容と併せ，速やかに公表する。また，特定事業の選定を行わないことにしたときも，同様に公表する。

### 第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は本件事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本件事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和5年 1月17日（火）	実施方針等の公表
令和5年 1月17日（火） ～令和5年 1月30日（月）	実施方針に対する質問・意見の受付
令和5年 2月10日（金）	実施方針に対する質問の回答
令和5年 3月下旬	特定事業の選定・公表
令和5年 5月中旬	入札公告
令和5年 5月中旬	入札説明書等(入札説明書, 要求水準書, 落札者選定基準, 様式集, 基本協定書(案), 基本契約書(案), 建設工事請負契約書(案), 運営・維持管理業務委託契約書(案)及び解体工事請負契約書(案))の公表
令和5年 5月	入札説明書等に関する質問受付期限(第1回)
令和5年 6月	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
令和5年 6月	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付期限
令和5年 7月	資格審査結果の通知
令和5年 7月	資格審査結果に関する説明要求の受付, 回答
令和5年 7月	入札説明書等に関する質問受付期限(第2回)
令和5年 7月	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
令和5年 8月下旬	入札提案書類の受付期限
令和5年11月	入札提案書類に関するヒアリング, 審査
令和5年11月	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和5年12月頃	運営事業者の設立
令和5年12月	基本協定締結
令和6年 2月上旬	特定事業契約仮契約締結
令和6年 3月下旬	特定事業契約締結

## (2) 入札手続き

### ア 実施方針に対する質問・意見の受付

実施方針に対する質問・意見を次のとおり受け付ける。

#### (ア) 受付期間

令和5年1月30日(月)17時まで

#### (イ) 提出方法等

##### a 提出先

鈴鹿市 環境部 開発整備課

##### b 提出方法

実施方針に対する質問・意見書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。なお、質問・意見書のデータはExcel形式で作成することとする。また、電子メール以外(電話、ファックス、口頭等)による質問・意見は受け付けない。

##### c 電子メールアドレス

kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

#### (ウ) 回答方法

実施方針に対する質問への回答は、令和5年2月10日(金)(予定)に本市のホームページにて公表する。

#### (エ) その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」であると判断した場合には、「意見」として取扱う。また、「質問」の内容が本件事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

### イ 特定事業の選定・公表

実施方針に対する質問・意見を踏まえ、PFI法に準じて実施することが適切であると認めた場合、本件事業を特定事業として選定し、令和5年3月下旬に公表する。

### ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本件事業を特定事業として選定した場合、実施方針に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和5年5月中旬に事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

### エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

### オ 参加資格審査申請書類の受付、審査結果の通知

本件事業の応募者に、参加表明書、参加資格審査申請書等資格審査に必要な書類の提出を求める。なお、資格審査の結果は応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

### カ 入札提案書類(入札書及び技術提案書)の受付

本件事業に関する入札書及び技術提案書(以下、入札書と技術提案書を総称して

「入札提案書類」という。)を令和5年8月下旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

#### キ 落札者の決定・公表

本市は、落札者選定基準に基づき、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

### (3) 特定事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、特定事業契約内容の詳細について協議する。上記の協議に基づき、本市は、建設工事請負契約を建設事業者と、運営・維持管理業務委託契約を運営事業者と、解体工事請負契約を解体事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と令和6年3月(予定)に締結する。

## 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、建設事業者と運営事業者、解体事業者(以下、「構成員」という。)と業務の一部を請負又は受託することを予定している企業(以下、「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下、「構成企業」という。)で構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 構成員に管内企業を必ず含めること。

ウ 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。

エ 解体業務において、本市と解体業務請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。

オ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本件事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

カ 入札参加者は、「第3 3(2)イ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。

キ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

ク 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると本市が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。

ケ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入

札参加者の構成企業になることはできない。

コ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

## (2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、運営・維持管理、解体工事の各業務を行う者として、以下のアからエの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

### ア 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を単独の者で行う場合は次の各要件を全て満たす管内企業とすること。また、複数の者で行う場合は、当該構成員全体でその要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人及び第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(エ) 平成25年4月1日から令和5年3月31日までに稼働した循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の建設工事実績を有すること。なお、共同企業体(以下、「JV」という。)構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

(オ) 本業務のJVには、鈴鹿市の入札参加者格付(建設業者格付)建築一式工事のAランク、土木一式工事のAランクを有する管内企業をそれぞれ1社以上、必ず含めること。なお、要件を全て満たす場合は兼ねることができるものとする。

### イ 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設建設工事の経験(新設・更新)がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。

(ウ) プラント建設企業にあつては、参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事業の総合評定値が1,000点以上であること。

(エ) 平成25年4月1日から令和5年3月31日までに稼働した循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による処理能力50kL/日以上汚泥再生処理センター建設工事またはし尿処理施設(新設・更新)(処理方式:浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式、資源化方式:助燃剤化方式)の元請受注実績

を有すること。なお、JV 構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものであること。

(オ) 本件施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。(「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」(平成 12 年 10 月 6 日生衛発第 1517 号(平成 15 年 12 月 19 日環廃対発第 031219003 号一部改正))別添 1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」第 4-1-(2)及び第 4-2-(2)に示される事項について証明できること。)

#### ウ 本件施設の運営・維持管理を行う者の要件

本件施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで、処理能力 50kL/日以上汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設(処理方式:浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式、資源化方式:助燃剤化方式)に係る 2 年以上の運転管理業務実績を有すること。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設(汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設)の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。

#### エ 既存施設の解体工事を行う者の要件

既存施設の解体工事を行う者は構成員又は協力企業とすること。本業務を単独の者で行う場合は次の各要件を全て満たす構成員とすること。また、複数の者で行う場合は、当該構成員全体でその要件を満たすこと。

(ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第 19 条の 2 に規定する現場代理人及び第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ウ) ごみ焼却施設またはし尿処理施設・汚泥再生処理センターにおける汚泥焼却設備等、ダイオキシン類が発生するおそれがある施設の解体工事の元請受注実績を、平成 25 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までで 1 件以上有すること。

※その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件については、入札説明書において明記する。

### (3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 本市の最新の建設工事等入札参加有資格者名簿または物品調達等競争入札有資格者名簿のいずれにも登録されていない者。

ウ 本市の建設工事入札参加者指名停止基準等に基づく指名停止等の措置を受けている者。

エ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、



経営状況が著しく不健全であると認められる者。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 国税又は地方税を滞納している者。
- サ その他建設業法、鈴鹿市暴力団廃止条例等の法令、規則等に違反する者。
- シ 鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議（以下、「有識者会議」という。）の参加者と、資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、有識者会議の委員は入札説明書にて公表する。また、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ス 本市が本件事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

本件事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社エイト日本技術開発

※その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件については、入札説明書において明記する。

#### （４）参加資格の確認

- ア 参加資格確認基準日は参加資格審査申請書類受付最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と特定事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費

用負担を負わないものとする。

(5) 地元企業の活用及び雇用等への配慮

設計・建設工事の一次下請及び二次下請には、管内企業を活用するように努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に管内企業を活用するように努めること。

なお、雇用についても、地元雇用に配慮すること。

(6) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者は、仮契約締結までに、本件施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営・維持管理期間に限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとする。

イ 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

ウ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 入札書類審査

本市は、あらかじめ設定した「落札者選定基準」に従って、入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札金額について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

選定結果を踏まえ、市長は落札者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は入札説明書等に示すこととする。

(4) 審査結果

審査結果は文書で通知し、本市ホームページにおいて公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本件事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提

出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料，施工方法，運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は，提案を行った入札参加者が負うこととする。

- 5 「鈴鹿市クリーンセンター整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議」の設置  
本市は，事業者選定にあたり，外部有識者より構成する有識者会議を設置する。本市は，地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項の規定に基づき，外部有識者より意見を聴取する。

## 第4 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本件事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計・建設業務、運営・維持管理業務及び解体業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する設計・建設業務、運営・維持管理業務及び解体業務について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、特定事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する設計・建設業務、運営・維持管理業務及び解体業務に係るサービスが特定事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

## 第5 公共施設等の立地並びに規模に関する事項

### 1 公共施設等の立地に関する事項

(1) 所在地 三重県鈴鹿市上野町 630 番地 (別紙 3)

(2) 整備対象面積 32,341.65m<sup>2</sup>

### (3) 都市計画事項等

計画地は都市計画区域内である。

ア 用途地域	指定なし
イ 防火地区	指定なし
ウ 高度地区	指定なし
エ 建ぺい率	70%
オ 容積率	200%
カ その他	都市施設の種類 汚物処理場

### 2 施設の規模に関する事項

#### (1) 施設規模

140kL/日 (し尿 16kL/日 浄化槽汚泥 101kL/日 農集排汚泥 23kL/日)

#### (2) 処理方式

水処理設備：浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式

資源化設備：助燃剤化方式

## 第6 事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、特定事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本件事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本市は、特定事業契約を解除することができる。
  - (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。
  - (3) (1) 及び (2) により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
  - (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
  - (2) (1) により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合  
不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、特定事業契約を解除することができる。
- 4 その他  
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## 第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援に関する事項

本市は、本件事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

本市は、本件事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

### 3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

## 第9 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び特定事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

### 2 情報公開及び情報提供

本市の情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

### 3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 4 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問・意見を踏まえ、入札公告までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

### 5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担	当	:	鈴鹿市 環境部 開発整備課				
住	所	:	〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
T	E	L	:	(059)382-9015			
F	A	X	:	(059)382-2214			
電	子	メ	ー	ル	:	kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp	
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	:	<a href="http://www.city.suzuka.lg.jp/">http://www.city.suzuka.lg.jp/</a>



(宛先) 鈴鹿市長

## 実施方針に対する質問・意見書

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

質問・意見者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	TEL	
	FAX	
	電子メール	

## (1) 実施方針に対する質問

							総質問数	問
No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例	実施方針	3	第2	1	(5)	事業の目的		
1								
2								

## (2) 実施方針に対する意見

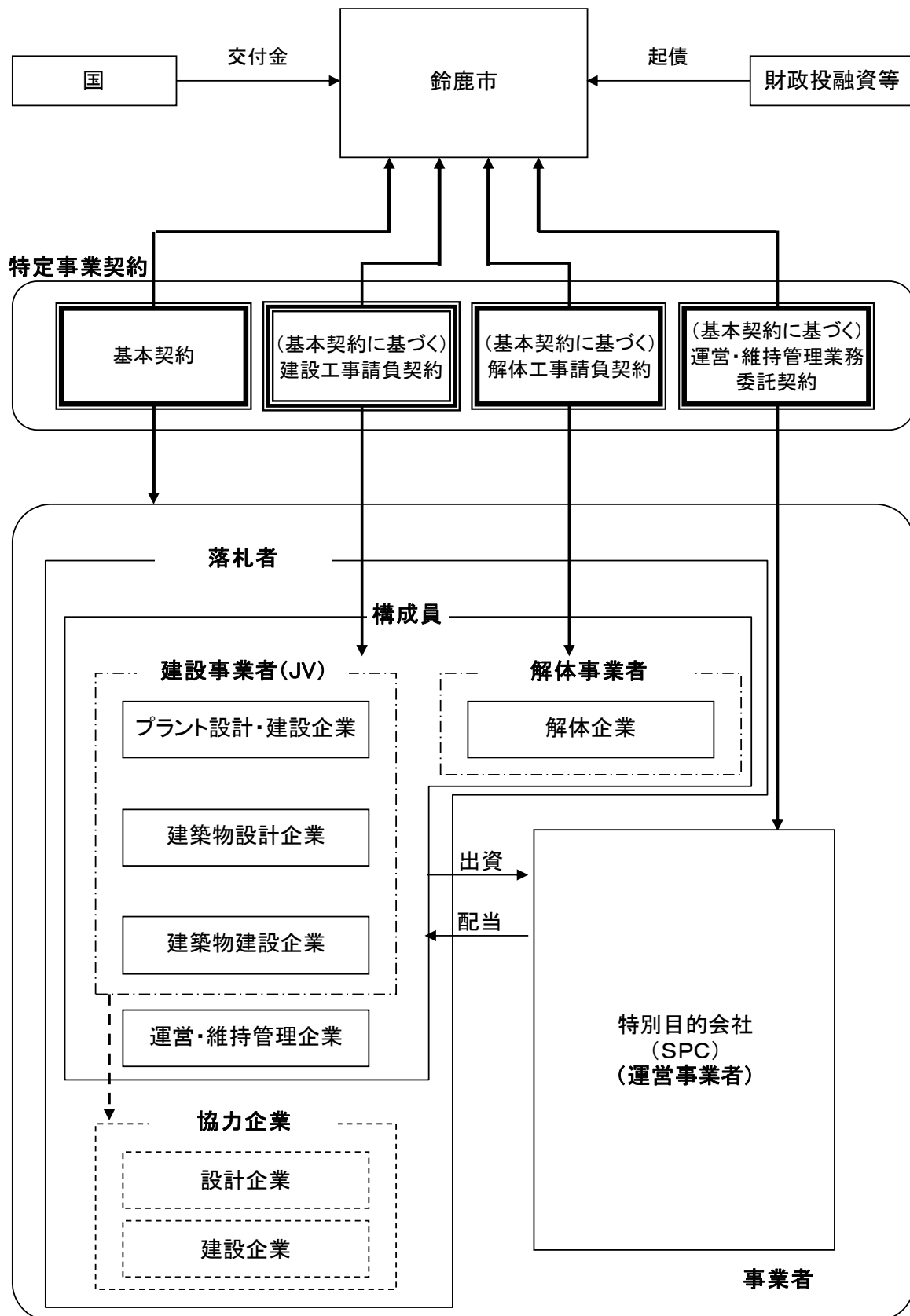
							総意見数	問
No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
例	実施方針	3	第2	1	(5)	事業の目的		
1								
2								

※1：質問・意見は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式のExcelデータは、鈴鹿市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

別紙1 本件事業の事業スキーム（例）



(注) 上述の事業スキームは考えられる例を示したものです。

別紙2 リスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書，要求水準書等の誤記，提示漏れにより，本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない等	○注1)	△注1)
		事業者の事由により契約が結べない等	△注1)	○注1)
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小，拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査，建設，運営管理において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	入札リスク	入札費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ，デフレ	○注2)	△注2)
施設の供用開始後のインフレ，デフレ		○注2)	△注2)	
事故の発生リスク	設計，建設，運営管理において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示，本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行，事業放棄，破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	天災，暴動等の不可抗力による費用の増大，計画遅延，中止等	○注3)	△注3)	
設計段階	設計変更リスク	本市の指示，提示条件の不備，変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備，変更による設計変更による費用の増大，計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量，地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量，地質調査部分に関するもの		○
建設着工遅延	本市の指示，提示条件の不備，変更によるもの	○		
	上記以外の要因によるもの		○	

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示，提示条件の不備，変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示，提示条件の不備，変更による工事遅延，未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延，未完工による施設の供用開始の遅延		○
一般的損害リスク	工事目的物，材料に関して生じた損害		○	
性能リスク	要求水準書の不適合（施工不良を含む）		○	
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇，事故等	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○注4)	△注4)
	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設契約不適合リスク	事業期間中における施設契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
解体段階	工事費増大リスク	本市の指示，提示条件の不備，変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示，提示条件の不備，変更による工事遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物，材料に関して生じた損害		○
	労働者の労働災害含リスク	事業者が実施した工事内容の不備（例えば，ダイオキシン類対策，アスベスト対策）が明らかであり，当該不備に起因して労働災害が発生した場合		○
	廃棄物処理リスク	廃棄物の不適切な処理で周辺環境への汚染が拡大した場合		○
上記以外の要因によるもの		○		

○主分担，△従分担

注1) 契約の当事者双方が，既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については，一定程度までの変動は事業者の負担であり，それ以上は本市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については，一定程度までは事業者が負担し，それ以上は本市が負担する。

注4) 受入廃棄物の量の変動については，固定料金及び変動料金の2料金制を採用する

ことにより対応する。計画処理量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

※本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。

別紙 3 施設位置図



図 1 位置図 (出典：国土地理院)

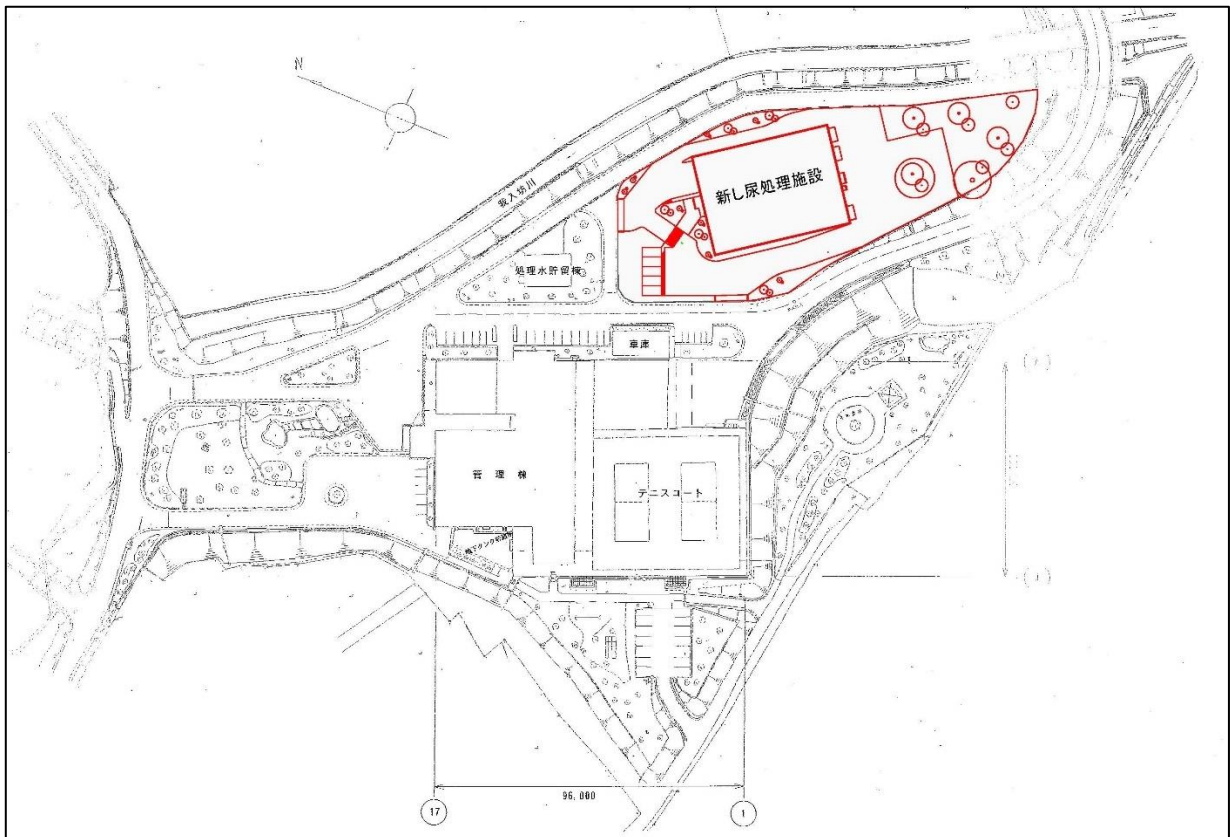


図 2 建設予定地 (配置図)